

秋田市元気な子どものまちづくり企業認定マークおよびその使用に関する要綱

平成29年7月19日  
市長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、秋田市元気な子どものまちづくり企業認定・表彰制度実施要綱（平成28年5月25日市長決裁。以下「実施要綱」という。）第7条の規定に基づき秋田市元気な子どものまちづくり企業認定マーク（以下「認定マーク」という。）を定めるとともに、その使用に関し必要な事項を定めるものとする。

(デザイン)

第2条 認定マークのデザインは、別図のとおりとする。

(権利)

第3条 認定マークに関する一切の権利は、秋田市に帰属する。

(使用者)

第4条 認定マークは、秋田市のほか、次に掲げる者に限り、使用することができるものとする。

- (1) 実施要綱第7条に規定する認定企業
- (2) 報道機関等（報道の目的で使用する場合に限る。）
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が認めた者

(使用の条件)

第5条 前条に掲げる者は、認定マークを無償で使用するすることができる。ただし、次に掲げる場合は使用することができない。

- (1) 有償で提供する製品、サービス等に使用する等、営利目的の使用と認められる場合
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が不適切な使用と認めた場合

2 認定マークは、別図に定めるデザインのとおり使用するものとし、次に掲げるデザインの変更を行ってはならない。ただし、やむを得ない事情がある場合は、あらかじめ協議するものとする。

- (1) 縦横比率又はバランスの変更
- (2) 文字の消去、省略又は追加
- (3) 画像の消去、省略又は追加
- (4) 色の変更（黒色の単色で使用する場合を除く。）

（使用の申請）

第6条 第4条第1号および第3号に掲げる者は、認定マークを使用しようとするときは、秋田市元気な子どものまちづくり企業認定マーク使用承認申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

（使用の承認等）

第7条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、当該申請書の提出があった日から14日以内に承認の可否を決定するものとする。

2 市長は、認定マークの使用の承認の可否を決定したときは、秋田市元気な子どものまちづくり企業認定マーク使用承認（不承認）決定通知書（様式第2号）により当該申請書を提出した者に通知するものとする。

（遵守事項）

第8条 前条の規定により認定マークの使用の承認を受けた者（以下「使用承認者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 認定マーク又は認定マークを使用したデザイン等について、商標権等の知的財産権を取得しないこと。
- (2) 承認を受けた使用期間を超えて認定マークを使用しないこと。

（使用の是正等）

第9条 市長は、使用承認者が第5条第2項および前条の規定に違反していると認めるときは、当該使用承認者に対し、当該違反をしている事項を是正するよう指導することができる。

2 市長は、前項の規定による指導によってもなお違反が是正されていないことが確認されたときは、認定マークの使用の停止を求めることができる。

（苦情処理）

第10条 使用承認者は、認定マークの使用に関し市民等からの苦情があつ

た場合は、責任を持ってその処理に当たらなければならない。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、認定マークの使用に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年7月19日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現に秋田市元気な子どものまちづくり認定企業認定・表彰制度実施要綱を廃止する要綱（令和8年 月 日市長決裁。以下「廃止要綱」という。）による廃止前の秋田市元気な子どものまちづくり認定企業認定・表彰制度実施要綱（平成28年5月25日市長決裁）の規定により認定を受けている企業又は廃止要綱附則第2項の規定により廃止要綱の施行の日以後に認定を受けた企業に係る認定マークおよびその使用については、当該企業の認定期間終了日（認定を受けた日から起算して5年を経過した日をいう。）までの間、なお従前の例による。

別図（第2条関係）



（全体がエメラルドグリーン）